



2022年5月24日

各 位

上場会社名 さくらインターネット株式会社
代表者 代表取締役社長 田中 邦裕
(コード番号 3778)
問合せ先責任者 取締役 川田 正貴
(TEL 06-6476-8790)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第23回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

① いわゆるバーチャルオンリー株主総会

2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、いわゆるバーチャルオンリー株主総会（物理的な会場を設けず、インターネット等の手段により出席いただく株主総会）の開催が可能となったことに伴い、今後の開催方式の選択肢を拡充するため、定款第12条第2項を追加するものであります。

本変更は、今後の株主総会をバーチャルオンリー型で行うことを直ちに意味するものではありません。新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮しつつ、株主様の出席機会の拡大による株主総会の活性化、株主様との対面での対話機会の創出等の観点から踏まえより良い株主総会の実現に向けて、最適な開催方式を引き続き模索して参ります。

② 株主総会資料の電子提供制度

2022年9月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」により、株主総会資料の電子提供制度が導入されるため、所要の変更を行うものであります。電子提供制度の下では、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供についての定めは不要となるため定款第15条を変更し、新たに電子提供措置を採ることを規定いたします。

③ 取締役の任期の短縮

取締役の経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、さらには経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、取締役の任期を2年から1年とし、定款第21条の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期) 第12条 (条文省略) (新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (項文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第12条 (現行どおり) 2. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(電子提供措置等) 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)</p> <p>(附則) 第1条 <u>定款第12条第2項の新設は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日又は総会決議を得た日のいずれか遅い日を効力発生日とする。</u> 2. <u>本附則は、効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> <p>第2条 <u>定款第15条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>第3条 <u>定款第21条の規定にかかわらず、2021年6月22日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年開催の定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>本附則は、2023年開催の定時株主総会終結の時をもって削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月23日(予定)

以上